



医療との連携等について

医療との連携について

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携 によるケアの在り方に関する検討について（経緯）

- 「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」において検討(2/12・第1回、6/10・第2回)。
- 第2回検討会において、特養の医療行為のうち、行為の危険性や夜間実施の頻度等を考慮して、
 - ① 口腔内の吸引
 - ② 胃ろうによる経管栄養について、看護職員と介護職員の役割分担等を整理した上で、具体的なモデル事業を実施することとされた。
- 「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業」を、以下の形で実施。
 - ① 各特養の指導看護師に対して研修を実施（平成21年9月1日・2日実施）
 - ② 各特養において、看護師の指導・連携の下で介護職員が口腔内の吸引・胃ろうによる経管栄養を実施（～平成21年12月）
 - ③ その結果を評価・分析（平成22年1月・2月）

※ モデル事業は、平成21年度老人保健健康推進事業により、(株)日本能率協会総合研究所が、委員会(委員長:太田秀樹 医療法人アスムス理事長)において、カリキュラムの検討や事業結果の検証等を実施。

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業の概要

主要要件

- ・ 指導看護師は、特別養護老人ホームでの勤務経験が通算概ね5年以上の常勤の看護師
- ・ 連携によるケアを試行する介護職員は、施設長、配置医等と相談の上、特定する
- ・ 連携によるケアの対象となる入所者に、施設長が説明と同意(文書)を得る

実施方法

- ・ 指導看護師養成研修 東京で講師が指導看護師へ12時間(2日間)研修
- ・ 施設内研修 各施設で指導看護師が介護職員へ14時間研修
- ・ 連携によるケアの試行 (平成21年9月～12月) 口腔内吸引(咽頭の手前)
胃ろうによる経管栄養(チューブ接続・栄養剤の注入は看護職)

検証方法

- ・ 調査票(日誌、プロセス評価、質問票、ヒヤリハット等・アクシデント報告)
- ・ 他施設訪問(実技評価・ヒヤリング)
- ・ 意見交換会(52施設のみ)

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業の結果

実施状況

- 全国125施設(41都道府県)
- 連携によるケアを試行した介護職員は、1施設当たり平均3.5人
(介護福祉士資格取得者…87%・通算経験年数5年以上…66.5%)

安全性

- ヒヤリハット・アクシデント発生の報告において、救命救急等の事例はない
ヒヤリハット発生267件 (口腔内吸引124件・胃ろうによる経管栄養143件)
アクシデント発生 7件 (口腔内吸引 1件・胃ろうによる経管栄養 6件)
- ヒヤリハット・アクシデント発生の報告あり45施設(36%)、報告なし80施設
(64%) (報告なしの施設が多数を占めているのは、
報告基準を各施設に任せたためと考えられる)

プロセス評価

- 口腔内吸引および胃ろうによる経管栄養が「介護職員が独りでできる」の評価は、
研修後2ヶ月が80%以上、研修後3ヶ月が90%以上と、月日の経過とともに向上
(介護職員の自己評価・看護職員の他者評価ともに)

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの実施について

趣旨

- 特養において、医療の処置が必要な入所者が増加している中で、たんの吸引等が必要になっても、引き続き同じ施設で生活を続けられ、又はそれを理由に入所を拒まれないようにする必要。
 - たんの吸引等は、本来医師・看護職員のみが行える医行為であるが、看護職員を必要数配置することが困難であることに鑑み、医師・看護職員との連携の下で介護職員が行うことを許容することとする。
- ⇒ 「違法性阻却」による実施

○モデル事業による検証
・平成21年9月～12月
・全国125施設で実施

内容

1. 対象 … ①口腔内のたんの吸引(咽頭の手前まで)
②胃ろうによる経管栄養(チューブ接続等は看護職員)
2. 実施要件

モデル事業のように一律の要件(概ね5年以上の施設経験)を課した指導看護師を義務づけないが、同様の経験があることが望ましい。

連携・協働

- ①入所者について、1)看護職員と連携して介護職員が実施できるか、2)実施する介護職員について、看護職員との連携の下、配置医が承認
- ②定期的な状態確認等、一定の行為は医師・看護職員が実施

医行為の水準の確保

看護職員・介護職員に対する研修の実施

モデル事業のような定数的・一律の要件(指導看護師に対する12時間の研修・介護職員に対する14時間の施設内研修)はないが、原則として同等の研修実施が必要。

体制整備等

- ①安全性確保のための施設内委員会の開催
- ②記録・マニュアルの整備
- ③緊急時対応の手順の確認・訓練の実施 等

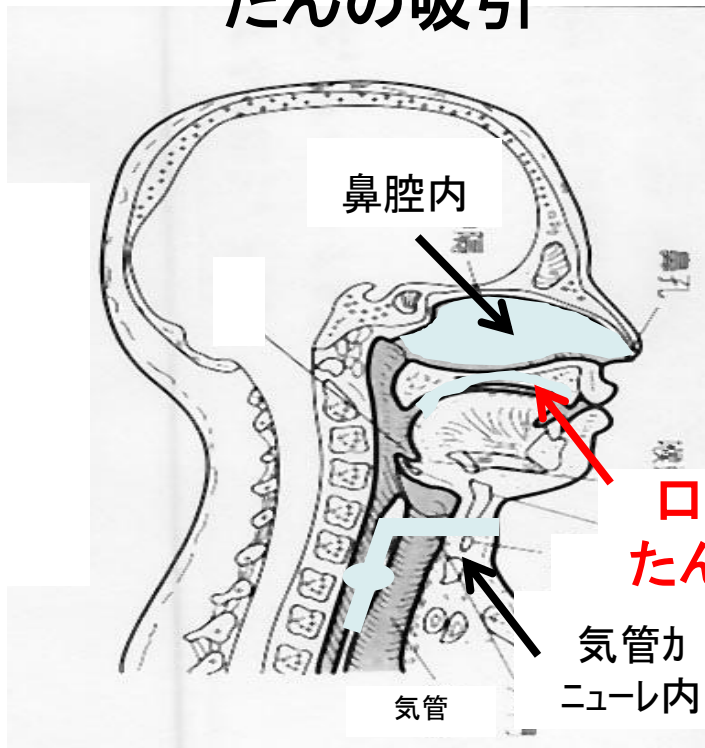
入所者本人・家族の同意

施設長が施設の実施体制を説明した上で、介護職員が実施することについて書面による本人・家族の同意

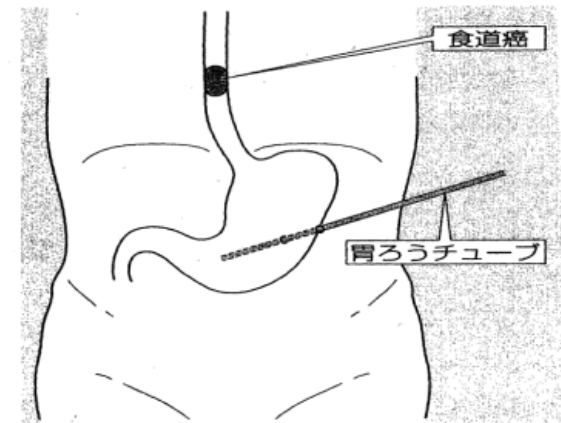
特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員との連携による医療的ケア (モデル事業による実施)

- ① 口腔内たんの吸引 (咽頭の手前まで)
- ② 胃ろうによる経管栄養 (チューブ接続等は看護職員)

たんの吸引



胃ろうによる 経管栄養



チーム医療の推進に関する検討会報告書(平成22年3月19日)
(抜粋)

- 地域における医療・介護等の連携に基づくケアの提供(地域包括ケア)を実現し、看護師の負担軽減を図るとともに、患者・家族のサービス向上を推進する観点から、介護職員と看護職員の役割分担と連携をより一層進めていく必要がある。
- こうした観点から、介護職員による一定の医行為(たんの吸引や経管栄養等)の具体的な実施方策について、別途早急に検討すべきである。

地域包括ケア研究会報告書(平成21年度老人保健健康増進等事業)
(抜粋)

- まずは、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」における検討を踏まえて、看護職員と連携しながら特別養護老人ホームにおいて介護職員が口腔内吸引等を実施できるようにする。
- 教育課程の充実など、介護についての国家資格を有する介護福祉士が要介護者に対する基礎的な医療ケアを実施するとした場合の条件について検討していくべきである。